

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 7 号

相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例(令和 8 年相模原市条例第 1 4
号)の一部を次のように改正する。

附則中「令和 8 年 8 月 3 1 日」を「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内
において規則で定める日」に、「1 年 8 月」を「2 年 1 月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。